

新旧対照表（1 / 3）

| <p>現行（旧） 平成 30 年 3 月 1 日適用</p> | <p>改定（新） 令和 7 年 3 月 1 日適用</p> | <p>備考</p> |
|--|--|--|
| <p>1. 試行工事の範囲</p> <p>～中略～</p> <p>②平成 28 年 4 月 1 日以降予算執行伺いを決裁する工事。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 土木工事標準積算基準書（共通編）[沖縄県土木建築部] 又は港湾請負工事積算基準 [沖縄県土木建築部港湾課] の共通仮設費、現場管理費に記載されている工種区分を適用している工事（空港土木請負工事積算基準の共通仮設費、現場管理費を適用する空港工事、沖縄県建築工事共通費積算基準 [沖縄県土木建築部] の共通仮設費、現場管理費を適用する営繕工事は除く）。</p> <p>～中略～</p> <p>3. 主な手続き</p> <p>【契約前の手続き】</p> <p>～中略～</p> <p><記載例></p> <p>本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。</p> | <p>1. 試行工事の範囲</p> <p>～中略～</p> <p>②令和 7 年 3 月 1 日以降に入札期日を設定している工事。</p> <p>～中略～</p> <p>④土木工事標準積算基準書（共通編）[沖縄県土木建築部]、港湾請負工事積算基準 [沖縄県土木建築部港湾課] 又は空港土木請負工事積算基準 [沖縄県土木建築部空港課] の共通仮設費、現場管理費に記載されている工種区分を適用している工事（沖縄県建築工事共通費積算基準 [沖縄県土木建築部] の共通仮設費、現場管理費を適用する営繕工事は除く）。</p> <p>～中略～</p> <p>3. 主な手続き</p> <p>【契約前の手続き】</p> <p>～中略～</p> <p><記載例></p> <p>本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（港湾請負工事積算基準又は空港土木請負工事積算基準）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。</p> | <p>・通知日の修正</p> <p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正</p> |

新旧対照表 (3 / 3)

| <p>現行 (旧) 平成30年3月1日適用</p> | <p>改定 (新) 令和7年3月1日適用</p> | |
|---|--|----------------|
| <p>附 則 (平成 28 年 3 月 28 日土技第 1714 号) この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 11 月 30 日土技第 1043 号) この運用基準は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 30 年 2 月 9 日土技第 1094 号) この運用基準は、平成30年3月1日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成 28 年 3 月 28 日土技第 1714 号) この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 11 月 30 日土技第 1043 号) この運用基準は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 30 年 2 月 9 日土技第 1094 号) この運用基準は、平成30年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 7 年 2 月 28 日土技第 1528 号) この運用基準は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。</p> | <p>・通知日の修正</p> |